

【令和8年度】

大垣市企業GX太陽光発電設備等設置事業補助金のご案内

本市では、再生可能エネルギーの利用促進を図り、温室効果ガスの排出削減を図るため、市内事業者の事務所又は事業所への太陽光発電設備等の設置に対して、設置費用の一部を補助します。

1 申請受付期間

募集開始時期が決まり次第、ホームページでお知らせします。

- ※ この事業は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用します。
- ※ 受付は先着順です。
- ※ 予算の上限に達した場合は、期限前であっても受付を終了します。

2 補助事業者

市内における自らの事務所又は事業所に補助対象設備を設置する者で、以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) **補助対象設備を設置する土地及び建物を自ら所有していること。ただし、次の場合も条件を満たすもの**とします。
 - ① 申請者が「個人事業主」の場合
⇒ **配偶者又は1親等内の血族**が所有する土地・建物に設置する場合
 - ② 申請者が「法人」の場合
⇒ **役員、子会社等、親会社等**が所有する土地・建物に設置する場合

※ ①又は②に該当する場合は、土地・建物の所有者の「土地（及び建物）の使用に関する同意書」の提出が必要になります。状況によって同意する内容が異なりますので、事前に市担当者までご相談ください。
- (2) **固定買取価格制度(FIT制度又はFIP制度)の認定を取得しないこと。**
- (3) 自己託送を行わないこと。
※ 発電した電力を、電力会社の送電網を使って別の事務所へ送って使うこと。
- (4) 法令やガイドライン等を遵守すること。
- (5) 発電した電力の**50%以上を事業活動により自家消費**すること。
- (6) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について**J-クレジット制度への登録を行わないこと。**
- (7) 補助対象設備について、国や県から他の補助金等の交付を受けないこと。

(8) 設備設置によって得られる環境価値（温室効果ガス削減による価値）を、需要家に帰属させること。

※ 原則として、自ら消費する電力に相当する環境価値が設置者のものとなり、売電分に相当する環境価値は設置者のものとはできません。

(9) 市税の滞納がないこと。

(10) 過去に本事業の補助を受けたことがないこと。（1事業者あたり1申請までになります）

3 補助対象設備

(1) 太陽光発電設備

- ① 商用化され、導入実績があるものであること。
- ② 中古設備、リース設備でないこと。
- ③ 建物の屋根等に設置するものであること。
 - ・ 事務所又は事業所と同じ敷地内のカーポートに設置するものも対象とします。
 - ・ 野立ての設備は対象としません。

(2) 蓄電池

- ① 商用化され、導入実績があるものであること。
- ② 中古設備、リース設備でないこと。
- ③ 平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。
- ④ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- ⑤ 定置用であること。
- ⑥ (1)で導入する太陽光発電設備の附帯設備であること。

※ 蓄電池単独での補助は行っておりません。

業務用蓄電池の場合

- ① 容量が20kWh超であること。
- ② 大垣消防組合火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。

※ 蓄電池の価格（工事費込み・税抜き）が11.9万円/kWh以下になるよう努めること。

家庭用蓄電池の場合（※住宅向けという意味ではありません。）

- ① 容量が20kWh以下であり、一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する令和4年度以降の補助事業における補助対象システムとしてパッケージ型番が登録されていること。

※ 蓄電池の価格（工事費込み・税抜き）が12.5万円/kWh以下になるよう努めること。

4 補助金額

(1) 太陽光発電設備

5万円/kW(上限100kW)

- ※ 太陽光パネルとパワーコンディショナーの低い方の出力を用いて計算します。(出力は小数点以下を切捨て処理してください)
- ※ 1kWあたりの価格(工事費込み・税抜き)が5万円未満の場合は、その額に出力を乗じた額(千円未満切捨て)とします。

例：価格(工事費込み・税抜き)が1,000万円、出力が59.95kWの場合

1kWあたりの価格(工事費込み・税抜き)を確認する。

$1,000\text{万円} \div 59\text{kW} = 16.95\text{万円/kW} > 5\text{万円/kW}$ のため、

1kWあたりの補助金額は5万円となります。

補助金額の計算

$5\text{万円} \times 59\text{kW} = 295\text{万円}$ の補助となります。

(2) 蓄電池

蓄電池の価格(工事費込み・税抜き)の3分の1の額(千円未満切捨て)

- ※ 蓄電池容量(kWh)は、小数点第2位以下を切捨てて計算します。

業務用蓄電池(20kWh超)の場合

5.3万円と1kWhあたりの価格(工事費込み・税抜き)の3分の1の額とを比較し、少ない方の額に20を乗じた額(千円未満切捨て)とします。

例：価格が350万円(24.95kWh)の場合

1kWhあたりの価格を計算

$350\text{万円} \div 24.9\text{kWh} = 14.0\text{万円}$

1kWhあたりの価格の3分の1と5.3万円を比較

$14.0 \div 3 = 4.6\text{万円} < 5.3\text{万円}$

小さい方の額(この場合は、 $14.0\text{万円} \div 3$)を1kWhあたりの補助金額とします。

補助金額の計算

$14.0\text{万円} \div 3 \times 20\text{kWh} = 93.3\text{万円}$ の補助となります。

※ 24.9kWhではなく、上限の20kWhで計算します。

家庭用蓄電池(20kWh以下)の場合

4.7万円と1kWhあたりの価格(工事費込み・税抜き)の3分の1の額とを比較し、少ない方の額に蓄電池容量を乗じた額(千円未満切捨て)とします。

例：価格が230万円（15.95kWh）の場合
 1kWhあたりの価格を計算
 $230\text{万円} \div 15.9\text{kWh} = 14.4\text{万円}$
 1kWhあたりの価格の3分の1と4.7万円を比較
 $15.9\text{万円} \div 3 = 5.3\text{万円} > 4.7\text{万円}$
 小さい方の額（この場合は、4.7万円）を1kWhあたりの補助金額とします。
 補助金額の計算
 $4.7\text{万円} \times 15.9\text{kWh} = 74.7\text{万円}$ の補助となります。

5 申請方法及び必要な書類

大垣市企業GX太陽光発電設備等設置事業補助金交付申請書(第1号様式)に次の必要書類を添えて、産業振興室までお持ちください。

修正等がある場合、再提出となりますのでご了承ください。

(1) 申請期限

令和9年1月29日(金)【必着】まで

※ 予算の上限に達した場合は、期限前であっても受付を終了します。

(2) 提出（郵送可）・問合せ先

〒503-8601 大垣市丸の内二丁目29番地

大垣市役所産業振興室（平日の午前8時30分～午後5時15分）

電話（直通） 0584-47-8609

(3) 申請書等配布場所

・産業振興室

・ホームページからダウンロード <https://www.city.ogaki.lg.jp/0000069504.html>

(4) 必要書類について

① 事業者の証明書

法人の場合

登記事項証明書

- ・ 取得から3か月以内のもの。

個人事業主の場合

住民票及び確定申告書の写し

【住民票について】

- ・ 取得から3か月以内のもの。
- ・ **マイナンバー「なし」の住民票**を取得してください。（マイナンバーの記載があるものは受理しません）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍、世帯主名・続柄、住民票コードの記載も原則不要です。 <p>※ 親族等が所有する土地・建物に導入する場合で、申請者と土地・建物所有者の関係性を説明する資料として住民票を利用する場合は、必要に応じて続柄の記載があるものを提出してください。</p> <p>【確定申告書の写しについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直近1年分の確定申告書の写し。 <p>※ 申請書等に記載する事業者名の欄には、原則として確定申告書に記載した屋号を記入してください。</p>
②	<p>設置する土地・建物の登記事項証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取得から3か月以内のもの。 <p>※ 土地の登記事項証明書については、補助対象設備を設置する建物の登記事項証明書の「所在」欄に記載されている全ての番地分について提出してください。</p> <p>※ 建築予定の建物に設置する場合は、建築契約書の写しを提出し、登記事項証明書は、登記完了後速やかに提出してください。</p>
③	<p>設置する土地の公図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 写し可。
④	<p>設置する場所の見取図（1/1,500程度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地図サイト等の住宅地図を提出してください。 （事業所・工場等の設置場所の案内図相当）
⑤	<p>補助対象設備の設置場所を示した敷地の見取図（1/100程度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光パネル、パワーコンディショナー、蓄電池の設置場所が分かる図面を提出してください。（敷地内の建物の配置が分かる④より詳細な図面）
⑥	<p>補助対象設備の仕様書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カタログ等、設備の概要が分かる書類を提出してください。 <p>【家庭用蓄電池の場合は以下も提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ （一社）環境共創イニシアチブの補助事業の対象であることが分かる書類（ウェブページを印刷したもの等）を提出してください。 ・ 下記の登録サイトで補助対象設備を検索できます。 ZEH補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス補助事業）の蓄電システム登録済製品一覧検索 https://zehweb.jp/registration/battery/

⑦	<p>見積書の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備と蓄電池の両方について申請する場合は、総事業費に対する太陽光発電設備、蓄電池それぞれの内訳書を提出してください。 <p>【注】 契約先（設置業者）を決定するにあたっては、入札や複数者（原則3者以上）から見積もりを徴収するなど競争性を確保してください。ただし、入札や複数者から見積もりを徴収することが不適當（困難）な理由がある場合はこの限りではありません。</p>
⑧	<p>写真</p> <ul style="list-style-type: none"> 「事務所又は事業所の外観」と「設置（予定）場所」が写っている写真を提出してください。 やむを得ず、屋根の写真が撮れない場合は、航空写真などで代用することを認めますが、必ず施工前に撮影し、実績報告時に提出してください。
<p>事務代行者へ委任する場合</p>	
⑨	<p>委任状</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金申請等の事務を委任する場合は、提出してください。
⑩	<p>誓約書・同意書</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者は、「大垣市企業GX太陽光発電設備等設置事業補助金に関する誓約・同意書(申請者用)」(別紙様式1)を提出してください。 工事施工者は、「大垣市企業GX太陽光発電設備等設置事業補助金に関する誓約書(工事施工者用)」(別紙様式2)を提出してください。 工事施工者用の誓約書については、工事に携わる全ての業者分（元請け業者、下請け業者等）を提出してください。 申請者用、工事施工者用ともに押印が必要です。
⑪	<p>発電・消費電力計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> 「大垣市企業GX太陽光発電設備等設置事業補助金に関する発電・消費電力計画書」(別紙様式3)に加え、発電量の根拠資料として発電シミュレーションの結果を提出してください。
⑫	<p>申請時チェックリスト</p> <ul style="list-style-type: none"> 「大垣市企業GX太陽光発電設備等設置事業補助金申請時チェックリスト」(別紙様式4)を提出してください。 全ての項目を確認し、チェックのうえ、提出してください。

※ 必要に応じて、その他の書類の提出をお願いすることがあります。

6 交付決定

- 申請書の受付順に内容を審査し、予算額の範囲内で交付決定をします。
- **交付決定日以後に、補助事業に係る契約を締結**してください。
- 交付決定日以後に、補助事業の内容を変更する必要がある場合は、速やかに市担当者までご相談ください。

7 実績報告

事業完了後すみやかに、**大垣市企業GX太陽光発電設備等設置事業補助金実績報告書(第6号様式)**に次の必要書類を添えて、産業振興室にご提出ください。

(1) 提出期限

事業完了日から30日以内または令和9年2月26日(金)のいずれか早い方の日

※ 一般的には、設備の引き渡しを受け、施工業者への支払いが完了した日が事業完了日となります。

(2) 提出先（郵送可）

大垣市役所産業振興室（平日の午前8時30分～午後5時15分）

(3) 必要資料

① 契約書の写し
<ul style="list-style-type: none">・ 交付決定後に契約をしていない場合は原則として補助を取り消します。
② 領収書の写し
<ul style="list-style-type: none">・ 申請者が工事施工者に支払いを完了したことが分かる書類（支払金額、支払日の記載あり）を提出してください。・ 補助対象設備以外の代金と同時に支払いをした場合は、支払額の内訳が分かる資料を提出してください。・ 提出期限に支払いが間に合わない場合は、請求書など支払債務が確定している書類と、後日提出する旨の誓約書を併せて提出してください。
発電した余剰電力を売電する場合
③ 電力の接続契約書及び売（買）電契約書等（写し可）
<ul style="list-style-type: none">・ 全量自家消費する場合は不要です。・ 売電先が中部電力ミライズ（株）の場合は、「発電設備の連系に関するお知らせ」を提出してください。・ 提出期限までに提出が間に合わない場合は、後日提出する旨の誓約書を提出してください。

発電した余剰電力を売電する場合	
④ FIT・FIPでない旨の誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「FIT・FIPでない旨の誓約書」(別紙様式5)を提出してください。
⑤ 写真（施工中及び施工後の状況が分かるもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象設備の全体を写した写真に加え、パワーコンディショナー、蓄電池については、型番が分かる部分を接写したものを設置した台数分提出してください。 ・ 申請時に施工前の写真の提出が済んでいない場合は併せて提出してください。
業務用蓄電池を導入する場合	
⑥ 蓄電池設備設置届出書（大垣消防組合の様式）の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防署の受理印があるもの等、消防署に届出したことが分かるものの写しを提出してください。
10kW以上の設備を設置する場合	
⑦ 太陽光発電設備の解体・撤去費用の積立計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「太陽光発電設備の解体・撤去費用の積立計画書」(別紙様式6)を提出してください。
10kW以上の設備を設置する場合	
⑧ 太陽光発電設備の火災保険証書等の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象設備が保険の適用となっていることが分かる保険証書等を提出してください。 ・ 提出期限までに手続きが間に合わない場合は、加入に努める旨の誓約書を代わりに提出してください。
⑨ 実績報告時チェックリスト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「大垣市企業GX太陽光発電設備等設置事業補助金実績報告時チェックリスト」(別紙様式7)を提出してください。 ・ 全ての項目にチェックのうえ、提出してください。

※ 必要に応じて、その他の書類の提出をお願いすることがあります。

8 補助金の支払い

- 事業完了後に清算払いとします。
- 実績報告書の審査を行った後、補助金の確定額を通知します。確定額の通知があり次第、速やかに大垣市企業GX太陽光発電設備等設置事業補助金交付請求書(第8号様式)を提出してください。

9 自家消費割合の報告

本補助金の要件である「発電した電力の50%以上を事業活動により自家消費すること」を確認するため、大垣市企業GX太陽光発電設備等設置事業補助金自家消費割合報告書(第11号様式)に次の必要書類を添えて、産業振興室にご提出ください。

- (1) 提出期限
令和10年7月31日(月)【必着】
- (2) 提出先（郵送可）
大垣市役所産業振興室（平日の午前8時30分～午後5時15分）
- (3) 報告内容
令和9年4月1日(木)から令和10年3月31日(金)までの発電量に対する自家消費割合
- (4) 必要資料

① 発電量・自家消費量が分かる書類

- ・ モニターから出力した発電データや電気料金の明細等

※ 売電量が発電量の50%以上となる場合は、補助対象外となります。（補助は取り消しとなります）

10 財産処分

- 法定耐用年数が経過するまでの間は、導入した設備を補助の目的に沿って設備を使用できるように適切に管理してください。
- やむを得ず、法定耐用年数経過前に設備の処分や譲渡、貸付等を行う場合は、必ず事前に市へ相談のうえ、大垣市企業GX太陽光発電設備等設置事業補助金財産処分等承認申請書(第9号様式)を提出してください。
- 一般的な太陽光発電設備の法定耐用年数は17年、蓄電池は6年です。

11 その他

- 事業の収支を明らかにした帳簿等は、事業が完了した翌年度以後10年間保存してください。ただし、法定耐用年数が10年を超える設備に関する書類は、法定耐用年数が経過するまで保存してください。（一般的な太陽光発電設備の法定耐用年数は17年、蓄電池は6年です）
- 提出された書類は返還しません。
- 提出された交付申請書等は、大垣市情報公開条例（平成10年条例第1号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- 国及び県、市の監査関係者等が実地検査に入ることがあります。

12 補助金申請の流れ（フローチャート）

